二本松市教育大綱

二本松市

1 二本松市教育大綱の策定にあたって

(1) 大綱策定の背景

平成26年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化などを図ることを目的として、教育委員会制度が見直されました。

平成27年度からの新制度においては、教育委員長と教育長を統合した「新教育長」の設置、地方公共団体の長と教育委員の協議・調整の場である「総合教育会議」の設置、地方公共団体の長による「教育大綱」の策定といった新たな仕組みが設けられました。

このうち、教育大綱は、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議して定めることになっています。

(2) 大綱の位置づけ

二本松市教育大綱は、本市の新総合計画「二本松を元気に!新5ヵ年プラン」を基本とし、教育に取り組むための基本方針や施策の方向性を示しています。

なお、本大綱の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 基本理念

「未来を創る、心豊かな、たくましい人間の育成」の実現に向け

- 〇知性あふれる創造性豊かな人間の育成
- 〇伝統と文化、心のふれあいを大切にする人間の育成
- 〇健康で生きがいにみちた人間の育成

を目指して教育施策の展開を図る。

3 基本方針

基本理念に基づき次の7つの基本方針を掲げ、それぞれの取組を総合的に推進します。

基本方針 1 ともに学び高め合い、心身ともに健やかな成長ができるよう学校 教育の充実を図ります。

子どもたちが友達とともに考え、課題を解決する豊かな学びの保障と個に応じたきめ細やかな支援を充実し、確かな学力の定着を図ります。また、子どもの発達段階に応じた豊かな心と健やかな体を育むとともに、学校の地域性や独自性を活かした特色ある教育活動の推進と外国語学習の充実により、郷土を愛し国際性を身につけた子どもを育成します。

【主な取組】

- ○児童生徒がともに学び高め合う取組の推進
- ○児童生徒の健やかな体の育成
- ○特色ある教育の推進

基本方針2 学校、家庭、地域が連携した教育を推進します。

学校と家庭、地域が積極的に連携して、子どもたちが自ら課題を解決する体験学習や様々な交流活動を推進し、たくましさや思いやりの心、社会性を育成します。また、特別に支援を要する子どもたちや不安・悩みを抱える子どもたちへの支援を推進します。

【主な取組】

- ○自ら問題を解決する体験学習の推進
- ○教育相談活動の充実
- ○心の教育の推進
- ○学校、家庭及び地域の連携による教育
- ○青少年の健全育成

基本方針3 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。

子どもたちが快適に学べる学習環境を整えるために、学校施設・設備の改修、整備充実を行うとともに、良好な通学環境を整備し、安心して健やかに成長できる学校教育環境の整備充実を図ります。

【主な取組】

- ○学校施設の整備充実
- ○豊かな教育環境の整備充実
- ○通学環境の整備

基本方針4 生きがいを求め、自ら学習する生涯学習を推進します。

一人ひとりが個人として自立し、健康で充実した人生を実現するため、ライフステージやライフスタイルに応じて、誰もが生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で、多様で自主的な生涯学習を推進するための環境整備を図ります。また、学習の成果を自らの生きがいや社会貢献に適切に活かすことができるよう、生涯学習の仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

- ○生涯学習活動の支援・事業開催
- ○生涯学習・文化施設の整備
- ○図書館利用環境の整備

基本方針5 体育やスポーツ活動をとおした生涯スポーツの振興を図ります。

市民が健やかで心豊かに生活できる社会を実現するため、子どもから高齢者まで誰もが、定期的に自らの体力に応じて、一生涯にわたって運動やスポーツに親しむことにより、日常生活にスポーツが根ざし、心身の両面にわたる健康の保持・増進が図られるよう環境整備を推進します。併せて、スポーツ競技人口の底辺拡大を図るとともに、指導者及び選手の育成、競技力向上のための事業を推進します。

【主な取組】

- ○運動・体力づくりの環境整備
- ○スポーツ活動の推進

基本方針6 文化財の保護と活用に努め、伝統文化の継承を図ります。

長い歴史のなかで継承されている有形・無形の文化遺産が数多くあり、開発や少子高齢化、過疎化等により失われつつあるものもあるため、調査や活動助成等により保存・活用と保護・継承の推進を図ります。

【主な取組】

- ○文化財保護・継承
- ○伝統文化事業の充実

基本方針7 個性豊かな文化芸術の振興を図ります。

市民が文化芸術に気軽にふれるため、すぐれた芸術文化に接する場であり、 文化活動の発表の場でもある文化施設の活用や、各文化団体の活動支援・後 継者育成に努めます。

【主な取組】

- ○文化施設の活用強化
- ○文化団体の活動支援